

クリーン電力のためのグリーンピースの基準

2017年7月7日より有効

1. 序文

(1) 「クリーン電力のためのグリーンピースの基準」は、グリーン電力のエコロジカルな利用を確保するものである。本基準は特に、下記の基準を満たすグリーン電力がクリーンな発電所からであることを保証するとともに、グリーンピースの目指すエネルギー転換の成功に大きく貢献することを保証する。エネルギー転換は大きな課題に向けて変化するダイナミックなプロセスである。したがってグリーンピース・ドイツは、変わりつつあるエネルギー事情において、グリーン電力のエコロジカルな使用を維持し強化するため、基準を定期的に点検し必要に応じて修正する。

(2) 本基準の目的は、グリーン電気事業者がますます緊急で明らかとなっているエネルギー転換実現のために、いっそう尽力するよう働きかけることである。ドイツでグリーン電力が提供され始めたとき、太陽光発電と風力発電の割合はわずかだったが、今日は我々の電力供給の柱となっている。数十年後、大部分が太陽光発電と風力発電になるだろう。設備が特に環境にやさしく、安価に操業できるため理にかなっている。しかし太陽光発電と風力発電は日照時間や風の有無に左右されるため、「変動型自然エネルギー (fEE)」と称される。

グリーンピース・ドイツは、グリーン電気事業者が先駆的な役割を果たし、野心的な割合で「変動型再生可能エネルギー (fEE)」を活用してクリーンで安定した電力供給することが重要だと認識している。これは fEE 電力を買い取り、顧客に供給するとともに、fEE の自然変動をまかなう方法を開発し、顧客に安定供給することを含む。天然ガスによるコジェネレーションは fEE を調整する重要な橋渡し機能であり、その使用は許されるが、その使用量は fEE の割合に応じて決定される。

今日、fEE の変動をクリーンな形で調整できるかが課題となっている。本基準は、電気事業者に、クリーンな fEE 調整の新しい可能性とさらなる対策に取り組み、エネルギー転換の成功に寄与することを義務付ける。グリーンピース・ドイツが特に意義があると考えられる対策について、別途言及する。

(3) 自然エネルギーの導入を促進するかどうかは、しばしばグリーン電力の大事な特性と考えられている。これまでの「クリーン電力のためのグリーンピースの基準」では、それが中心を占めていた。今回の基準では、自然エネルギーの拡大はすでに自然エネルギー法 (EEG) において推進されているため、焦点は新しい fEE 設備の設置から、エネルギーシステムへの統合へとシフトしている。加えて、以前のバージョンに比べて変化したのは、発電源証明の法的要件への適合と、原発だけでなく褐炭産業にも反対を表明していることである。

2. 電源構成

2.1. 許容される発電源

電源構成には、原子力や石炭・褐炭を含まない。使用される電源の種類は、顧客に開示する。

許容される発電源：

自然エネルギー：太陽光、風力、風力ガス、水力、バイオエネルギー、太陽熱、地熱

コジェネレーション：ガスエンジン、ガスタービンまたは燃料電池。

コジェネレーションが天然ガスを燃料とする場合、年間総エネルギー効率は少なくとも 80% でなければならない。コジェネレーションが fEE 補填として使用される場合、効率は最低 50% とする。

2.2. 変動自然エネルギー (fEE) の野心的な最小割合

(1) 変動再生可能エネルギーとは、太陽光および風力を意味する。電源構成は、

野心的な最低限の fEE 目標を達成しなければならない。グリーンピース・ドイツは、翌年の目標を毎年、年初に設定する。fEE の最小割合は、今後数年間の fEE 最小割合の増加目標を記載した計画を参照。

(2) 2015 年の fEE 最小割合と今後数年間の増加目標：

(3) 野心的な fEE 最小割合の数値は、エネルギー政策の枠組みや経済的実現性、本基準の項目 4 の対策に必要な資金を考慮してグリーンピース・ドイツが策定する。fEE 最低割合の変更や増加目標は簡約的な手続きをもって設定され、その他の基準に影響しない。

(4) 電源構成で fEE 最小割合が計画を下回った場合、それに見合う取り組みを翌年実施することで埋め合わせとする。前年下回った分は、新たに契約を結んだ fEE 設備の平均発電量が、前年不足分に相応すれば補填とされる。その際、独立した鑑定機関が補填を確認する。

(5) グリーンピース・ドイツは、グリーン電気事業者が必要書類を提出し、信憑性があると認められた場合、fEE 最小割合の不足分の補填を免除する：

- ・補填費用が、過大な経済的不利益を伴うとき
- ・補填費用が、グリーンピース・ドイツがエネルギー転換の成功のために特に重要とみなす基準の項目 4 に基づく対策の資金繰りを危うくするとき

fEE 最小割合が未達成となった際にその補填を免除された場合、これについて経過報告書に理由を包括的に記録しなければならない。

2.3. 許容されるバイオエネルギー

バイオエネルギーは、燃料が下記の場合のみ使用が許される：

- ・食品加工における廃棄物および残留物

- ・ 景観保全材
- ・ 動物にとって十分なスペースを備えた畜産場からの糞尿
- ・ 植物や樹木の間伐、摘果などによる残留物
- ・ エコロジカルな基準で植えられ、食物との競争にならず自然保護にのっとったバイオマス
- ・ エネルギー作物または飼料生産における遺伝子操作が使用されていないもの
- ・ 下水汚泥および埋立ガス

2.4. コージェネレーションの最大割合

天然ガスを使用する場合、電源構成においてコージェネレーションの割合は **fEE** を超えてはいけない。

2.5. 期間

すべての数値は、原則として年間平均（1月1日～12月31日）の値とする。

3. 電力供給コンセプト

3.1. 電力供給

顧客への電力供給は項目 2 に記された電源構成に基づいたクリーン電力でなければならない。標準的な需要量、あるいは、消費量を計測した顧客には個々の消費予測に基づいて、電力を供給する。

3.2. 変動自然エネルギー発電

(1) fEE 利用の最低割合目標を達成するため、一定数の太陽光発電所または風力発電所と契約を締結しなければならない。fEE 設備で発電された電力は 15 分ごとにバランシンググループに取り込まれ、顧客に供給される。

(2) fEE の発電量は適切な予測によって推定され、変動は短期的に調整される。fEE の調整には次のオプションが使用できる。

- ・他の自然エネルギー源による短期調達
- ・既存の調達先の発電所による短期制御（特にコジェネレーション）
- ・顧客側の需要調整
- ・蓄電池の使用
- ・短期市場からの調達

3.3. 蓄電

蓄電設備は、蓄電される電力が、エネルギー変換の損失を差し引いて自然エネルギーから送電線に戻る電力に相当するとき、使用してよい。

3.4. 電気事業者と調達先の独立性および経営方針

電気事業者は、グリーンピース・ドイツのエネルギー政策目標と相反する経営方針を取ることは許されず、褐炭や原子力産業とつながりがあるとはならない。

調達先の選定は 2 つの基準による。

- ・調達先はグリーンピースのエネルギー政策の目標と相反しない経営方針であること
- ・褐炭や原子力産業とつながりがないこと

これら二つの基準を満たす調達先がない場合、下記を適用する。

- ・経営方針がグリーンピースのエネルギー政策の目標と相反することがなく、褐炭と原子力産業の資本参加が 25%以下と最低レベルであること
- ・この条件で複数の調達先がある場合、褐炭・原子力産業の資本参加が最も少ないものを選ぶ

調達先選定について記録し、鑑定機関が確認する。

3.5. 発電源証明

(1) すべての調達先の発電所は、事前に公表されなければならない。顧客に供給される電力量は、透明性の高い形でエネルギー源ごとに表示する。

(2) 発電源証明は、法規定にのっとり自然エネルギーの割合表示のため使用される。使用されるすべての発電源証明は、本基準に適合し、なおかつ事前に公開された調達先の発電所のものでなければならない。調整のために調達された fEE の発電源証明が事後になる場合も同様である。すべての fEE 発電源証明は fEE 設備からのもので、設備は項目 3.2.に基づいて事前に公開されなければならない。調達先の発電所は実際物理的に電力をドイツの送電線に送れるものでなければならない。

4. エネルギー転換成功に向けたさらなる貢献

(1) グリーン電力を環境に配慮した形で最大限に活用するため、電気事業者は項目 1 から 3 に定義された要件を超えて、さらなるエネルギー転換に向けた対策を取らなければならない。グリーンピース・ドイツは次の分野の取り組みが、特に重要で意義深いと考えている：

自然エネルギーのインフラ構築

下記を通しての自然エネルギー推進

新規設備（完成より 5 年未満）からの電力購入

プロジェクト立案、資本参画またはマーケティングを通じた新規設備実現への

寄与

太陽光発電および風力発電（fEE）の変動のクリーンな調整を推進

fEE 供給が少ない時から多い時への需要シフト

「仮想発電所（VPP）」にて様々なクリーン電源を組み合わせる

自然エネルギーの蓄エネルギーの開発と活用

クリーンエネルギーの短期市場の開発と活用

エコロジー指向で、分散型の供給コンセプトの推進

グリーンピースのエネルギー目標達成に向けての貢献

エネルギー転換を支援する枠組みのためのエネルギー政策の実践

グリーンピース・ドイツが特に重視するエネルギー政策による設備や供給コンセプトの活用

全世界のエネルギー転換を成功させるための実践

(2) グリーン電気事業者はこのリストにある対策を大いに実践する義務がある。その際エネルギー転換の成功のために最も効果的な対策を自ら決定する。実施される対策は、評価者に紹介し、また経過報告書にて公開しなければならない。

5. 透明性とモニタリング

製品の信頼性にとって不可欠な条件として、最大限の透明性と制御を達成するため、独立した専門家による定期的な監視が必要である。

審査の内容は、以下のチェックや証明である：

- ・電源構成
- ・供給コンセプト
- ・エネルギー転換の成功に向けたさらなる対策

2017年11月現在